

「航空運送事業に使用される大型飛行機の座席の耐衝撃要件強化」に対して頂いたご意見の概要と国土交通省の考え方

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>座席の更新に伴う費用や重量増加による飛行性能の低下も考慮すべきである。</li></ul>	<p>本要件は既存の座席の更新を課するものではなく、新造機に搭載する座席への要件であることから、その費用は各社にとって過度の負担となるものではないと考えております。また、座席の重量に関しても、頭部接触箇所の材質や形状変更等、要件への対応方法によっては必ずしも重量増加を伴うものではなく、飛行性能に影響するほどの大きな重量の増加はないものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>座席の耐衝撃性が高まるのはよいことだが、幼児が座る場合のことも検討してほしい。</li></ul>	<p>幼児が着席する場合については、その安全性確保のため、自動車用のチャイルドシートが航空機内で円滑に使用できるよう、航空会社に指導を行っているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>本要件の対象は、FAR 121.311 と同じく「平成 21 年 10 月 27 日以降に製造された飛行機」であり、「平成 21 年 10 月 27 日以降に製造された座席」ではないことを確認したい。</li></ul>	<p>ご認識のとおり、本要件は「平成 21 年 10 月 27 日以降に製造された飛行機」に搭載される座席が対象になります。</p>